

計画の立てかた

生物多様性の保全に取り組む際には、どんなに綿密な計画をたてたとしても、すべてが計画通りに進むとは限りません。定期的にモニタリングを行いながら、計画を調整、改善していくしくみを取り入れることが大切です。

①目標の設定（目標種を決める）

生物多様性の保全を進めるにあたり、目標を明確にもつ必要があります。これは実施計画や評価にあたってのものさしになります。対象地の面積や環境条件に応じて、できる限り高次の消費者に位置する生きものなどの生息を目標に位置づけると良いでしょう。



目標種の考え方

主な土地の形態	目標種例	生態系の中の位置づけ		
		大拠点	中拠点	小拠点
事業場敷地	チョウ・トンボ類、野鳥	○	○	◎
工場敷地	チョウ・トンボ類、野鳥	○	◎	◎
集荷場用地	チョウ・トンボ類、野鳥	○	◎	◎
都市近郊未利用地	哺乳類、小型の猛禽類	◎	◎	○
福利厚生用地	哺乳類、小型の猛禽類	◎	◎	○
郊外の未利用地	大型の猛禽類・哺乳類	◎	○	○

②計画（P）

目標種にとって必要な生息条件を踏まえて、目指すべき環境を検討します。現況の自然環境を評価し不足している要素があれば、これを補うための整備や管理の計画を立案します。とくに自然再生に取り組む場合には長期的な視野をもって計画することが大切です。

③実行（D）

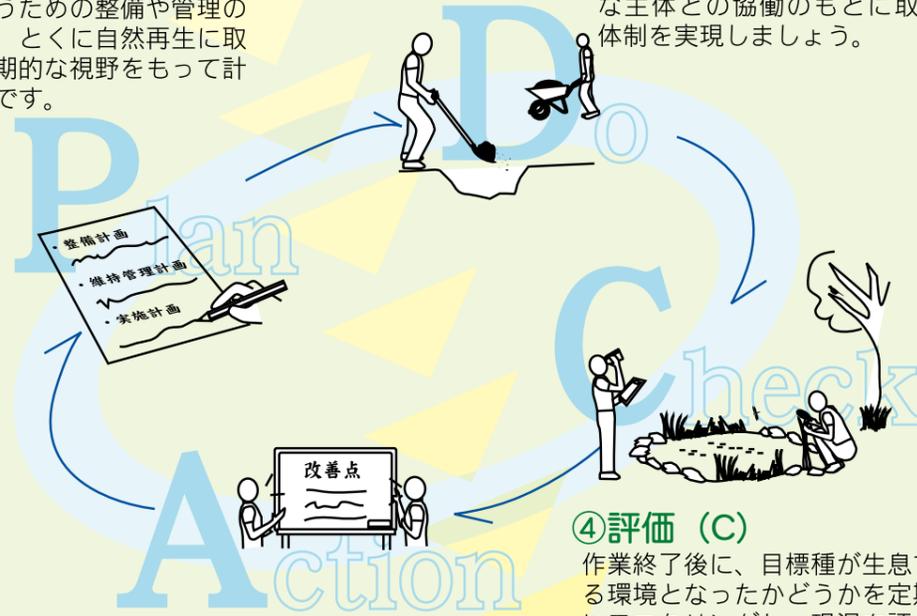
整備や管理の計画をもとに、地域種への樹種転換や新たな自然環境の創出などを進めます。さまざまな主体との協働のもとに取り組む体制を実現しましょう。

④評価（C）

作業終了後に、目標種が生息できる環境となったかどうかを定期的にモニタリングし、現況を評価していくことが大切です。

⑤改善（A）

モニタリングを通して、目指すべき環境への道筋を定期的に確認しながら、さらに環境を改善すべき点がある場合は管理計画などに反映させていきます。



社有地を活用した生物多様性の保全がもたらすもの

- ・人と自然が共存する持続可能な地域づくり、国づくりに貢献
- ・地域社会と企業とのパートナーシップの強化に貢献
- ・地域の環境教育の推進に貢献
- ・社員の環境への意識の向上
- ・社員や家族が自然の中で健康に過ごす場を提供 等

生きものさえいればいい?!

取り組みを進める上での認識が十分ではない場合、一見自然がたくさんあるように見えても、必ずしも生物多様性の保全に貢献しているとは言えない場合がでてきてしまいます。

外来種や園芸種の導入

もともと日本に存在しなかった外来種や、園芸種などの動植物の導入は、地域の生態系のしくみに悪影響を及ぼしてしまうおそれがあります。特に「緑化」の際には、本来その地域の自然に生育している樹木や野草を選定することが大切です。



ホタルも地域によって遺伝子が異なります

単一の種類だけの植栽

在来種であっても、ひとつの種類の植物を大量に植えることは、生物多様性の低下を招くおそれがあります。できるだけ多くの種類の在来植物を植栽することが大切です。

他地域からの生きものの持ち込み

地域の生きものを増やすために、放野・放流が行われることがあります。しかし、たとえ同じ種類の生きものであっても、他の地域や流域からの持ち込みは、遺伝子レベルでの生物多様性の破壊を引き起こすことにつながります。

社有地を活用した事例 ～海外編～

海外では、企業が社有地の一部を、積極的に野生の生きものの生育・生息地として提供している事例があります。これらの取り組みでは、自主的にその土地を社有地内における保護区として設定するなど、土地の確保が継続されるような手法がとられているものもあります。また、社員有志を中心に運営チームが結成され、土地の維持管理や環境教育プログラムの運営をおこなっています。



ダウ・ケミカル社の社有地のポスター



合計6か所の社有地で、数ha～100haの規模で地域の野生の生きもののために土地を提供しています (IBM社)

社有地内にある約188haの湿地を「ダウ湿地保護区」とし地域の環境教育の場として積極的に開放しています (ダウ・ケミカル社)

